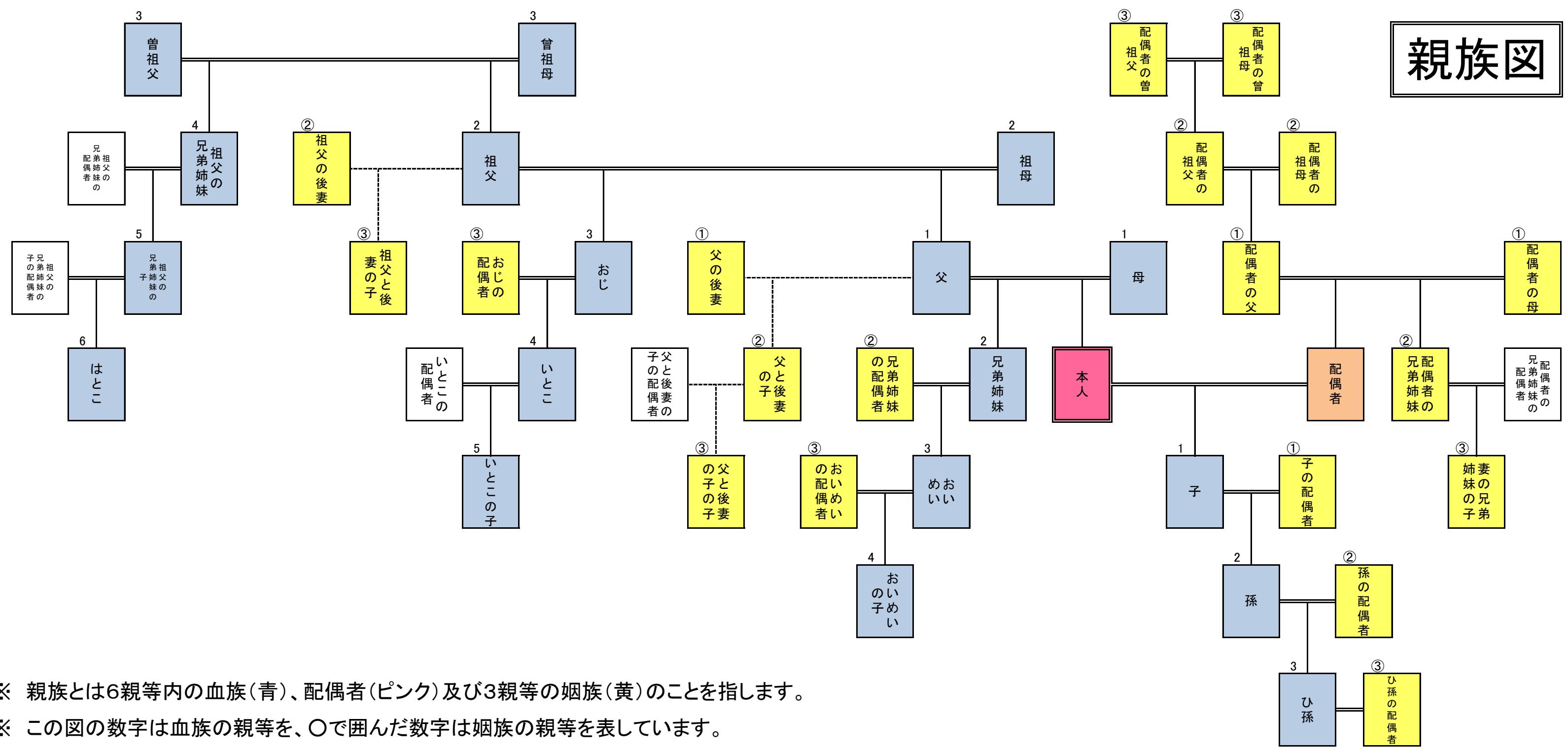


親族図



- ※ 親族とは6親等内の血族(青)、配偶者(ピンク)及び3親等の姻族(黄)のことを指します。
- ※ この図の数字は血族の親等を、○で囲んだ数字は姻族の親等を表しています。
- ※ この図は親族の全てをあらわしているわけではなく、現実的な範囲を表しています。
- ※ この図は父系で表しています。母系の親族関係も同様です。
- ※ 本人が戸籍を取得できるのは「配偶者」「子」「孫」「ひ孫」「父」「母」「祖父」「祖母」「曾祖父」「曾祖母」が載っている戸籍に限られます。
- ※ 本人が亡くなった場合、死亡届をできるのは配偶者と色(青、黄)の付いている方です。ただし、同居の親族が第一届出義務者となります。